

改 正 案

現 行

（総トン数）

第一条（略）

2 前項の規定にかかわらず第四百四十四条、第四百四十六条の十二から第四百四十六条の十六まで、第四百四十六条の二十から第四百四十六条の二十七まで、第四百四十六条の二十九から第四百四十六条の三十まで及び第四百四十六条の四十三の規定を適用する場合には、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める総トン数とする。
一〜四（略）

（船舶長距離識別追跡装置）

第四百四十六条の二十九の二 総トン数三〇〇トン未満の旅客船及び総トン数三〇〇トン以上の船舶（船舶安全法施行規則第一条第二項第一号及び第二号の船舶（同項第二号の船舶にあつては自ら漁ろうに従事するものに限る。）を除く。）であつて国際航海に従事するものには、機能等について告示で定める要件に適合する船舶長距離識別追跡装置を備えなければならぬ。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

（非常電源）

第二百九十九条（略）

2 前項の規定により備える非常電源は、当該船舶に備える次に掲げる設備（A2水域及びA1水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶（A1水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。）にあつては第七号及び第八号に掲げる設備、A1水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶にあつては第六号から第八号までに掲げる設備を除く。）に対し給電することができるものであり、かつ、当該設備のうち管海官庁が指定するものを同時に作動させるために十分な容量を有するものでなければならぬ。

一〜二十九（略）

（総トン数）

第一条（略）

2 前項の規定にかかわらず第四百四十四条、第四百四十六条の十二から第四百四十六条の十六まで、第四百四十六条の二十から第四百四十六条の二十七まで、第四百四十六条の二十九、第四百四十六条の三十及び第四百四十六条の四十三の規定を適用する場合には、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める総トン数とする。
一〜四（略）

（非常電源）

第二百九十九条（略）

2 前項の規定により備える非常電源は、当該船舶に備える次に掲げる設備（A2水域及びA1水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶（A1水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。）にあつては第七号及び第八号に掲げる設備、A1水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶にあつては第六号から第八号までに掲げる設備を除く。）に対し給電することができるものであり、かつ、当該設備のうち管海官庁が指定するものを同時に作動させるために十分な容量を有するものでなければならぬ。

一〜二十九（略）

三十 船舶長距離識別追跡装置

三十一～四十 (略)

3 (略)

4 第一項の規定により備える非常電源は、第二項第一号から第三十六号までに掲げる設備に対しては三六時間、同項第三十七号に掲げる設備に対しては第三百三十六条に規定する当該設備の操舵能力を維持する時間として告示で定める時間、同項第三十八号及び第三十九号に掲げる設備に対しては三〇分間、第四十号に掲げる設備に対しては管海官庁が指示する時間以上給電することができるものでなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合は、その指示する時間によることができる。

5 第一項の規定により備える非常電源は、主電源からの給電が停止したとき自動的に非常配電盤に接続し、かつ、第二項第一号から第十五号まで及び第三十八号に掲げる設備に対して自動的に給電できるものでなければならない。この場合において、当該非常電源が蓄電池であるときは、当該設備に対して直ちに給電を開始することができるものでなければならない。

6 非常電源と独立した蓄電池であつて管海官庁が適当と認めるものを備える船舶の非常電源には、当該蓄電池から給電される設備（第二項第十号から第三十二号までに掲げるものに限る。）への給電に関する前三項の規定は、適用しない。

第三百条 (略)

2 前項の規定により備える非常電源は、当該船舶に備える次に掲げる設備（内航ロールオン・ロールオフ旅客船にあつては、前条第二項第二号及び第三号に掲げる設備）に対し給電することができるものであり、かつ、当該設備のうち管海官庁が指定するものを同時に作動させるために十分な容量を有するものでなければならない。

一 (略)

二 前条第二項第一号から第十三号まで、第十五号から第三十三号まで、第三十七号及び第四十号に掲げる設備（旅客船以外の船舶（限定近海貨物船を除く。）にあつては同項第二号に掲げる設備、限定近海貨物船にあつては同項第二号、第五号から第十号まで、第十六号から第

三十一～三十九 (略)

3 (略)

4 第一項の規定により備える非常電源は、第二項第一号から第三十五号までに掲げる設備に対しては三六時間、同項第三十六号に掲げる設備に対しては第三百三十六条に規定する当該設備の操舵能力を維持する時間として告示で定める時間、同項第三十七号及び第三十八号に掲げる設備に対しては三〇分間、第三十九号に掲げる設備に対しては管海官庁が指示する時間以上給電することができるものでなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合は、その指示する時間によることができる。

5 第一項の規定により備える非常電源は、主電源からの給電が停止したとき自動的に非常配電盤に接続し、かつ、第二項第一号から第十五号まで及び第三十七号に掲げる設備に対して自動的に給電できるものでなければならない。この場合において、当該非常電源が蓄電池であるときは、当該設備に対して直ちに給電を開始することができるものでなければならない。

6 非常電源と独立した蓄電池であつて管海官庁が適当と認めるものを備える船舶の非常電源には、当該蓄電池から給電される設備（第二項第十号から第三十一号までに掲げるものに限る。）への給電に関する前三項の規定は、適用しない。

第三百条 (略)

2 前項の規定により備える非常電源は、当該船舶に備える次に掲げる設備（内航ロールオン・ロールオフ旅客船にあつては、前条第二項第二号及び第三号に掲げる設備）に対し給電することができるものであり、かつ、当該設備のうち管海官庁が指定するものを同時に作動させるために十分な容量を有するものでなければならない。

一 (略)

二 前条第二項第一号から第十三号まで、第十五号から第三十二号まで、第三十六号及び第三十九号に掲げる設備（旅客船以外の船舶（限定近海貨物船を除く。）にあつては同項第二号に掲げる設備、限定近海貨物船にあつては同項第二号、第五号から第十号まで、第十六号から第

三十三号まで及び第三十七号に掲げる設備を除く。

三・四 (略)

3 (略)

4 第一項の規定により備える非常電源は、第二項第一号に掲げる設備、同項第二号に掲げる設備のうち前条第二項第一号及び第三十七号に掲げるもの以外のもの並びに第二項第四号に掲げる設備に対しては一八時間（前条第二項第四号に掲げるものに対しては管海官庁が指示する時間）、第二項第二号に掲げる設備のうち前条第二項第一号に掲げるものに対しては三時間、同項第三十七号に掲げるものに対しては第三百三十六條に規定する当該設備の操舵能力を維持する時間として告示で定める時間、第二項第三号に掲げる設備に対しては三〇分間以上（内航ロールオン・ロールオフ旅客船にあつては、前条第二項第二号及び第三号に掲げる設備に対して一二時間以上）給電することができるものでなければならぬ。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合は、その指示する時間によることができる。

5 (略)

6 非常電源と独立した蓄電池であつて管海官庁が適当と認めるものを備える船舶の非常電源には、当該蓄電池から給電される設備（第二項第二号に掲げる設備のうち前条第二項第十号から第十三号まで及び第十五号から第三十二号までに掲げるもの並びに第二項第四号に掲げる設備に限る。）への給電に関する第二項から前項までの規定は、適用しない。

第三十二号まで及び第三十六号に掲げる設備を除く。

三・四 (略)

3 (略)

4 第一項の規定により備える非常電源は、第二項第一号に掲げる設備、同項第二号に掲げる設備のうち前条第二項第一号及び第三十六号に掲げるもの以外のもの並びに第二項第四号に掲げる設備に対しては一八時間（前条第二項第三十九号に掲げるものに対しては管海官庁が指示する時間）、第二項第二号に掲げる設備のうち前条第二項第一号に掲げるものに対しては三時間、同項第三十六号に掲げるものに対しては第三百三十六條に規定する当該設備の操舵能力を維持する時間として告示で定める時間、第二項第三号に掲げる設備に対しては三〇分間以上（内航ロールオン・ロールオフ旅客船にあつては、前条第二項第二号及び第三号に掲げる設備に対して一二時間以上）給電することができるものでなければならぬ。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合は、その指示する時間によることができる。

5 (略)

6 非常電源と独立した蓄電池であつて管海官庁が適当と認めるものを備える船舶の非常電源には、当該蓄電池から給電される設備（第二項第二号に掲げる設備のうち前条第二項第十号から第十三号まで及び第十五号から第三十一号までに掲げるもの並びに第二項第四号に掲げる設備に限る。）への給電に関する第二項から前項までの規定は、適用しない。

○船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を改正する省令案新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（船舶長距離識別追跡装置の作動）

第三条の十七 船舶設備規程第四百六条の二十九の二の規定により船舶長距離識別追跡装置を備える船舶の船長は、当該船舶の航行中は、船舶長距離識別追跡装置を常時作動させておかなければならない。ただし、当該船舶が抑留され若しくは捕獲されるおそれがある場合その他の当該船舶の船長が航海の安全を確保するためやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により、船舶長距離識別追跡装置を停止した場合は、遅滞なく、海上保安庁に通報しなければならない。

第三条の十八～第三条の二十 （略）

（航海日誌）

第十一 （略）

2 航海日誌には、航海の概要を第四表に記載するほか、次に掲げる場合にあっては、その概要を第五表に記載しなければならない。

一～七 （略）

八 第三条の十七ただし書の規定により船舶長距離識別追跡装置を作動させておかなかつたとき。

九～十七 （略）

3、4 （略）

第三条の十七～第三条の十九 （略）

（航海日誌）

第十一 （略）

2 航海日誌には、航海の概要を第四表に記載するほか、次に掲げる場合にあっては、その概要を第五表に記載しなければならない。

一～七 （略）

八～十六 （略）

3、4 （略）

○海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和四十年運輸省令第三十九号）（傍線の部分は改正部分）

改 正 案 現 行

第1号様式（第2条関係）

旅客船安全証書
PASSENGER SHIP SAFETY CERTIFICATE
この証書は、設備の記録（様式P）によって補足される。
This Certificate shall be supplemented by a Record of Equipment (Form P)



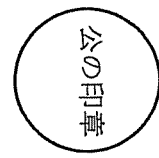
国際 航海に対するもの
短国際 日本国
for an international voyage JAPAN
a short

1988年の議定書により修正された1974年の海上における人命の安全のための国際条約に基づき、日本国政府の権限の下に、発給する。
Issued under the provision of the International Convention for the Safety of Life at Sea, 1974, as modified by the Protocol of 1988 relating thereto under the authority of the Government of Japan.
(略)

建造の日
Date of build:
建造契約が結ばれた日
Date of building contract.....
キールが据え付けられた日又はこれと同様の建造段階に達した日
Date on which keel was laid or ship was at a similar stage of construction.....
引渡しの日

第1号様式（第2条関係）

旅客船安全証書
PASSENGER SHIP SAFETY CERTIFICATE
この証書は、設備の記録（様式P）によって補足される。
This Certificate shall be supplemented by a Record of Equipment (Form P)



国際 航海に対するもの
短国際 日本国
for an international voyage JAPAN
a short

1988年の議定書により修正された1974年の海上における人命の安全のための国際条約に基づき、日本国政府の権限の下に、発給する。
Issued under the provision of the International Convention for the Safety of Life at Sea, 1974, as modified by the Protocol of 1988 relating thereto under the authority of the Government of Japan.
(略)

キールが据え付けられた日若しくはこれと同様の建造段階に達した日又は用途変更若しくは主要な変更若しくは改造が行われた場合にはその開始の日.....
Date on which keel was laid or ship was at a similar stage of construction or, where applicable, date on which work for a conversion or an alteration or modification of a major character was commenced.....

Date of delivery.....
 用途変更又は主要な変更若しくは改造が行われた場合にはその開始の日
 Date on which work for a conversion or an alteration or
 modification of a major character was commenced (where applicable
).....

該当する日付をすべて記入すること。

All applicable dates shall be completed.

(略)

旅客船安全証書のための設備の記録 (様式P)

RECORD OF EQUIPMENT FOR THE PASSENGER SHIP SAFETY CERTIFICATE (FOR
 M P)

この記録は、常に旅客船安全証書に添付しなければならない。

This Record shall be permanently attached to the

Passenger Ship Safety Certificate

1988年の議定書により修正された1974年の海上における人命の

安全のための国際条約に係る設備の記録

RECORD OF EQUIPMENT FOR COMPLIANCE WITH

THE INTERNATIONAL CONVENTION FOR THE SAFETY OF LIFE AT SEA, 1974,

AS MODIFIED BY THE PROTOCOL OF 1988 RELATING THERETO

1~4 (略)

5 航海設備の詳細

DETAILS OF NAVIGATIONAL SYSTEMS AND EQUIPMENT

項目 Item	実際の措置 Actual provision
1.1~3.7 (略)	
4.1 船舶自動識別装置 (AIS) Automatic identification system (AIS)
4.2 船舶長距離識別追跡装置 (LRIT)

(略)

旅客船安全証書のための設備の記録 (様式P)

RECORD OF EQUIPMENT FOR THE PASSENGER SHIP SAFETY CERTIFICATE (FOR
 M P)

この記録は、常に旅客船安全証書に添付しなければならない。

This Record shall be permanently attached to the

Passenger Ship Safety Certificate

1988年の議定書により修正された1974年の海上における人命の

安全のための国際条約に係る設備の記録

RECORD OF EQUIPMENT FOR COMPLIANCE WITH

THE INTERNATIONAL CONVENTION FOR THE SAFETY OF LIFE AT SEA, 1974,

AS MODIFIED BY THE PROTOCOL OF 1988 RELATING THERETO

1~4 (略)

5 航海設備の詳細

DETAILS OF NAVIGATIONAL SYSTEMS AND EQUIPMENT

項目 Item	実際の措置 Actual provision
1.1~3.7 (略)	
4 船舶自動識別装置 (AIS) Automatic identification system (AIS)

Long range identification and tracking system (LRIT)
5~12 (略) 国際信号書
13 国際信号書
International Code of Signals

この記録がすべての点において正しいことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that this Record is correct in all respects

.....において発給した。

(記録の発給の場所)

ISSUED AT.....

(Place of issue of the Record)

.....

(発給の日)

.....

(Date of issue)

..... (管海官庁 氏名) (印章)

第2号様式 (管海官庁が交付するもの) (第2条関係) 番号 第 号

Certificate No.

貨物船安全構造証書

CARGO SHIP SAFETY CONSTRUCTION CERTIFICATE

公の印章

日本国 JAPAN

1988年の議定書により修正された1974年の海上における人命の安全のための国際条約に基づき、日本政府の権限の下に、発給する。

Issued under the provisions of the International Convention for the Safety of Life at Sea, 1974, as modified by the Protocol of 1988

5~12 (略) 国際信号書
13 国際信号書
International Code of Signals

第2号様式 (管海官庁が交付するもの) (第2条関係) 番号 第 号

Certificate No.

貨物船安全構造証書

CARGO SHIP SAFETY CONSTRUCTION CERTIFICATE

公の印章

日本国 JAPAN

1988年の議定書により修正された1974年の海上における人命の安全のための国際条約に基づき、日本政府の権限の下に、発給する。

Issued under the provisions of the International Convention for the Safety of Life at Sea, 1974, as modified by the Protocol of 1988

relating thereto under the authority of the Government of Japan
(略)

建造の日

Date of build:

建造契約が結ばれた日

Date of building contract.....

キールが据え付けられた日又はこれと同様の建造段階に達した日

Date on which keel was laid or ship was at a similar stage of

construction.....

引渡しの日

Date of delivery.....

用途変更又は主要な変更若しくは改造が行われた場合にはその開始の日

Date on which work for a conversion or an alteration or

modification of a major character was commenced (where applicable

).....

該当する日付をすべて記入すること。

All applicable dates shall be completed.

(略)

第2号様式 (船級協会が交付するもの) (第12条関係)

番号 第 号

Certificate No.

貨物船安全構造証書

CARGO SHIP SAFETY CONSTRUCTION CERTIFICATE

公の印章

日本国
JAPAN

1988年の議定書により修正された1974年の海上における人命の安全のための国際条約に基づき、日本政府の権限の下に、
が発給する。

relating thereto under the authority of the Government of Japan
(略)

キールが据え付けられた日若しくはこれと同様の建造段階に達した日又は

用途変更若しくは主要な変更若しくは改造が行われた場合にはその開始の

日.....

Date on which keel was laid or ship was at a similar stage of

construction or, where applicable, date on which work for a

conversion or an alteration or modification of a major character

was commenced.....

(略)

第2号様式 (船級協会が交付するもの) (第12条関係)

番号 第 号

Certificate No.

貨物船安全構造証書

CARGO SHIP SAFETY CONSTRUCTION CERTIFICATE

公の印章

日本国
JAPAN

1988年の議定書により修正された1974年の海上における人命の安全のための国際条約に基づき、日本政府の権限の下に、
が発給する。

Issued under the provisions of the International Convention for the Safety of Life at Sea, 1974, as modified by the Protocol of 1988 relating thereto under the authority of the Government of Japan by

(略)

建造の日

Date of build:

建造契約が結ばれた日

Date of building contract.....

キールが据え付けられた日又はこれと同様の建造段階に達した日

Date on which keel was laid or ship was at a similar stage of

construction.....

引渡しの日

Date of delivery.....

用途変更又は主要な変更若しくは改造が行われた場合にはその開始の日

Date on which work for a conversion or an alteration or

modification of a major character was commenced (where applicable

).....

該当する日付をすべて記入すること。

All applicable dates shall be completed.

(略)

第3号様式 (管海官庁が交付するもの) (第2条関係)

番号 第 号

Certificate No.

貨物船安全設備証書

CARGO SHIP SAFETY EQUIPMENT CERTIFICATE

この証書は、設備の記録 (様式E) によつて補足される。

This Certificate shall be supplemented by a Record of Equipment (Form E)

Issued under the provisions of the International Convention for the Safety of Life at Sea, 1974, as modified by the Protocol of 1988 relating thereto under the authority of the Government of Japan by

(略)

キールが据え付けられた日若しくはこれと同様の建造段階に達した日又は用途変更若しくは主要な変更若しくは改造が行われた場合にはその開始の日

.....

Date on which keel was laid or ship was at a similar stage of

construction or, where applicable, date on which work for a

conversion or an alteration or modification of a major character

was commenced.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

(略)

第3号様式 (管海官庁が交付するもの) (第2条関係)

番号 第 号

Certificate No.

貨物船安全設備証書

CARGO SHIP SAFETY EQUIPMENT CERTIFICATE

この証書は、設備の記録 (様式E) によつて補足される。

This Certificate shall be supplemented by a Record of Equipment (Form E)

公の印章

日本国
JAPAN

1988年の議定書により修正された1974年の海上における人命の安全のための国際条約に基づき、日本国政府の権限の下に、発給する。
Issued under the provisions of the International Convention for the Safety of Life at Sea, 1974, as modified by the Protocol of 1988 relating thereto under the authority of the Government of Japan (略)

貨物船安全設備証書のための設備の記録 (様式E)
RECORD OF EQUIPMENT FOR THE CARGO SHIP SAFETY EQUIPMENT CERTIFICATE (FORM E)

この記録は、常に貨物船安全設備証書に添付しなければならない。
This Record shall be permanently attached to the

Cargo Ship Safety Equipment Certificate

1988年の議定書により修正された1974年の海上における人命の安全のための国際条約に係る設備の記録
RECORD OF EQUIPMENT FOR COMPLIANCE WITH THE INTERNATIONAL CONVENTION FOR THE SAFETY OF LIFE AT SEA, 1974, AS MODIFIED BY THE PROTOCOL OF 1988 RELATING THERETO
1.2 (略)
3 航海設備の詳細
DETAILS OF NAVIGATIONAL SYSTEMS AND EQUIPMENT

項目 Item	実際の措置 Actual provision
1.1~3.7 (略) 4.1 船舶自動識別装置 (AIS) Automatic identification system (AIS)

公の印章

日本国
JAPAN

1988年の議定書により修正された1974年の海上における人命の安全のための国際条約に基づき、日本国政府の権限の下に、発給する。
Issued under the provisions of the International Convention for the Safety of Life at Sea, 1974, as modified by the Protocol of 1988 relating thereto under the authority of the Government of Japan (略)

貨物船安全設備証書のための設備の記録 (様式E)
RECORD OF EQUIPMENT FOR THE CARGO SHIP SAFETY EQUIPMENT CERTIFICATE (FORM E)

この記録は、常に貨物船安全設備証書に添付しなければならない。
This Record shall be permanently attached to the

Cargo Ship Safety Equipment Certificate

1988年の議定書により修正された1974年の海上における人命の安全のための国際条約に係る設備の記録
RECORD OF EQUIPMENT FOR COMPLIANCE WITH THE INTERNATIONAL CONVENTION FOR THE SAFETY OF LIFE AT SEA, 1974, AS MODIFIED BY THE PROTOCOL OF 1988 RELATING THERETO
1.2 (略)
3 航海設備の詳細
DETAILS OF NAVIGATIONAL SYSTEMS AND EQUIPMENT

項目 Item	実際の措置 Actual provision
1.1~3.7 (略) 4 船舶自動識別装置 (AIS) Automatic identification system (AIS)

4.2 船舶長距離識別追跡装置 (LRIT)

Long range identification and tracking system (LRIT)

5.1~12 (略)

13 国際航空海上捜索救助手引書第三卷

IAMSAR Manual, Volume III

この記録がすべての点において正しいことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that this Record is correct in all respects

(記録の発給の場所) において発給した。

ISSUED AT.....

(Place of issue of the Record)

(発給の日)

(Date of issue)

(管海官庁 氏名) (印章)

第3号様式 (船舶協会が交付するもの) (第12条関係)

番号 第 号

Certificate No.

貨物船安全設備証書

CARGO SHIP SAFETY EQUIPMENT CERTIFICATE

公の印章

日本国 JAPAN

1988年の議定書により修正された1974年の海上における人命の安全のための国際条約に基づき、日本国政府の権限の下に、
が発給する。

5.1~12 (略)

13 国際航空海上捜索救助手引書第三卷

IAMSAR Manual, Volume III

第3号様式 (船舶協会が交付するもの) (第12条関係)

番号 第 号

Certificate No.

貨物船安全設備証書

CARGO SHIP SAFETY EQUIPMENT CERTIFICATE

公の印章

日本国 JAPAN

1988年の議定書により修正された1974年の海上における人命の安全のための国際条約に基づき、日本国政府の権限の下に、
が発給する。

Issued under the provisions of the International Convention for the Safety of Life at Sea, 1974, as modified by the Protocol of 1988 relating thereto under the authority of the Government of Japan by (略)

貨物船安全設備証書のための設備の記録 (様式E)
 RECORD OF EQUIPMENT FOR THE CARGO SHIP SAFETY EQUIPMENT CERTIFICATE (FORM E)

この記録は、常に貨物船安全設備証書に添付しなければならない。
 This Record shall be permanently attached to the Cargo Ship Safety Equipment Certificate

1988年の議定書により修正された1974年の海上における人命の安全のための国際条約に係る設備の記録
 RECORD OF EQUIPMENT FOR COMPLIANCE WITH THE INTERNATIONAL CONVENTION FOR THE SAFETY OF LIFE AT SEA, 1974, AS MODIFIED BY THE PROTOCOL OF 1988 RELATING THERETO
 1. 2 (略)
 3 航海設備の詳細
 DETAILS OF NAVIGATIONAL SYSTEMS AND EQUIPMENT

Issued under the provisions of the International Convention for the Safety of Life at Sea, 1974, as modified by the Protocol of 1988 relating thereto under the authority of the Government of Japan by (略)

貨物船安全設備証書のための設備の記録 (様式E)
 RECORD OF EQUIPMENT FOR THE CARGO SHIP SAFETY EQUIPMENT CERTIFICATE (FORM E)

この記録は、常に貨物船安全設備証書に添付しなければならない。
 This Record shall be permanently attached to the Cargo Ship Safety Equipment Certificate

1988年の議定書により修正された1974年の海上における人命の安全のための国際条約に係る設備の記録
 RECORD OF EQUIPMENT FOR COMPLIANCE WITH THE INTERNATIONAL CONVENTION FOR THE SAFETY OF LIFE AT SEA, 1974, AS MODIFIED BY THE PROTOCOL OF 1988 RELATING THERETO
 1. 2 (略)
 3 航海設備の詳細
 DETAILS OF NAVIGATIONAL SYSTEMS AND EQUIPMENT

項目 Item	実際の措置 Actual provision
1.1~3.7 (略)	
4.1 船舶自動識別装置 (AIS) Automatic identification system (AIS)
4.2 船舶長距離識別追跡装置 (LRIT) Long range identification and tracking system (LRIT)
5.1~12 (略)	
13 国際航空海上捜索救助手引書第三巻 IAMSAR Manual, Volume III

項目 Item	実際の措置 Actual provision
1.1~3.7 (略)	
4 船舶自動識別装置 (AIS) Automatic identification system (AIS)
5.1~12 (略)	
13 国際航空海上捜索救助手引書第三巻 IAMSAR Manual, Volume III

この記録がすべての点において正しいことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that this Record is correct in all respects

..... において発給した。

(記録の発給の場所)

ISSUED AT

(Place of issue of the Record)

.....

(発給の日)

(船級協会名)

.....

(署名)

(Date of issue)

第5号様式 (第2条関係)

番号 第 号

Certificate No.

貨物船安全証書

CARGO SHIP SAFETY CERTIFICATE

この証書は、設備の記録 (様式C) によつて補足される。

This Certificate shall be supplemented by a Record of Equipment (Form C)

公の印章

日本国
JAPAN

1988年の議定書により修正された1974年の海上における人命の安全のための国際条約に基づき、日本国政府の権限の下に、発給する。

Issued under the provisions of the International Convention for the Safety of Life at Sea, 1974, as modified by the Protocol of 1988 relating thereto under the authority of the Government of Japan (略)

第5号様式 (第2条関係)

番号 第 号

Certificate No.

貨物船安全証書

CARGO SHIP SAFETY CERTIFICATE

この証書は、設備の記録 (様式C) によつて補足される。

This Certificate shall be supplemented by a Record of Equipment (Form C)

公の印章

日本国
JAPAN

1988年の議定書により修正された1974年の海上における人命の安全のための国際条約に基づき、日本国政府の権限の下に、発給する。

Issued under the provisions of the International Convention for the Safety of Life at Sea, 1974, as modified by the Protocol of 1988 relating thereto under the authority of the Government of Japan (略)

建造の日

Date of build:

建造契約が結ばれた日

Date of building contract.....

キールが据え付けられた日又はこれと同様の建造段階に達した日

Date on which keel was laid or ship was at a similar stage of

construction.....

引渡しの日

Date of delivery.....

用途変更又は主要な変更若しくは改造が行われた場合にはその開始の日

Date on which work for a conversion or an alteration or

modification of a major character was commenced (where applicable

).....

該当する日付をすべて記入すること。

All applicable dates shall be completed.

(略)

貨物船安全証書のための設備の記録 (様式C)

RECORD OF EQUIPMENT FOR THE CARGO SHIP SAFETY CERTIFICATE (FORM C)

この記録は、常に貨物船安全証書に添付しなければならない。

This Record shall be permanently attached to the

Cargo Ship Safety Certificate

1988年の議定書により修正された1974年の海上における人命の

安全のための国際条約に係る設備の記録

RECORD OF EQUIPMENT FOR COMPLIANCE WITH

THE INTERNATIONAL CONVENTION FOR THE SAFETY OF LIFE AT SEA, 1974,

AS MODIFIED BY THE PROTOCOL OF 1988 RELATING THERETO

1~4 (略)

5 航海設備の詳細

DETAILS OF NAVIGATIONAL SYSTEMS AND EQUIPMENT

キールが据え付けられた日若しくはこれと同様の建造段階に達した日又は用途変更若しくは主要な変更若しくは改造が行われた場合にはその開始の日.....

Date on which keel was laid or ship was at a similar stage of

construction or, where applicable, date on which work for a

conversion or an alteration or modification of a major character

was commenced.....

(略)

貨物船安全証書のための設備の記録 (様式C)

RECORD OF EQUIPMENT FOR THE CARGO SHIP SAFETY CERTIFICATE (FORM C)

この記録は、常に貨物船安全証書に添付しなければならない。

This Record shall be permanently attached to the

Cargo Ship Safety Certificate

1988年の議定書により修正された1974年の海上における人命の

安全のための国際条約に係る設備の記録

RECORD OF EQUIPMENT FOR COMPLIANCE WITH

THE INTERNATIONAL CONVENTION FOR THE SAFETY OF LIFE AT SEA, 1974,

AS MODIFIED BY THE PROTOCOL OF 1988 RELATING THERETO

1~4 (略)

5 航海設備の詳細

DETAILS OF NAVIGATIONAL SYSTEMS AND EQUIPMENT

項目 Item	実際の措置 Actual provision
1.1~3.7 (略)	
4.1 船舶自動識別装置 (AIS) Automatic identification system (AIS)
4.2 船舶長距離識別追跡装置 (LRIT) Long range identification and tracking system (LRIT)
5.1~13 (略)	
14 国際航空海上搜索救助手引書第三卷 IAMSAR Manual, Volume III

この記録がすべての点において正しいことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that this Record is correct in all respects

.....において発給した。

(記録の発給の場所)

ISSUED AT.....

(Place of issue of the Record)

.....
(発給の日)

..... (管海官庁 氏名) (印章)
(Date of issue)

第9号様式 (第3条関係)

条約証書交付等申請書

年 月 日 殿

申請者の氏名又は
は名称及び住所

印

項目 Item	実際の措置 Actual provision
1.1~3.7 (略)	
4 船舶自動識別装置 (AIS) Automatic identification system (AIS)
5.1~13 (略)	
14 国際航空海上搜索救助手引書第三卷 IAMSAR Manual, Volume III

第9号様式 (第3条関係)

条約証書交付等申請書

年 月 日 殿

申請者の氏名又は
は名称及び住所

印

下記の船舶について、条約証書の交付・再交付を受けたいので、海上における人命の安全のための国際条約及び満載喫水線に関する国際条約による証書に関する省令により申請します。

(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)
用途		建造契約が結ばれた日	
		引渡しの日	
キールが据え付けられた日又はこれと同様の建造段階に達した日			
(略)	(略)		

(注) 1 「交付・書換え・再交付」中不要の文字は抹消すること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

下記の船舶について、条約証書の交付・再交付を受けたいので、海上における人命の安全のための国際条約及び満載喫水線に関する国際条約による証書に関する省令により申請します。

(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)
用途		建造年月日	
(略)	(略)		

(注) 1 「交付・書換え・再交付」中不要の文字は抹消すること。

2 建造年月日の欄には、キールが据え付けられた日又はこれと同様の建造段階に達した日を記載すること。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。